

## 議案第 1 号

# 熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

### ( 提案理由 )

熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

### 参考

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成 2 0 年熊本県教育委員会規則第 5 号)

#### ( 委任 )

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

( 1 ) 略

( 2 ) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する  
こと。

( 3 ) ~ ( 2 5 ) 略

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

### 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

事務の効率化・簡素化を図るため、関係規定を整理する必要がある。

### 3 内容

- (1) 運用状況の公表方法を、インターネットの利用その他の方法に改める。（第14条関係）
- (2) この規則は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、令和7年3月31日から適用する。

熊本県教育委員会規則第3号

熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会が保有する保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年3月30日熊本県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第14条中「熊本県公報に登載すること」を「インターネットの利用その他の方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、令和7年3月31日から適用する。

熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則 (平成 13 年 3 月 30 日教育委員会規則第 23 号)新旧対照表

旧	新
<p>(運用状況の公表の方法)                      第 14 条 条例第 36 条の規定による運用状況の公表は、<u>熊本県公報</u>に登載することにより行うものとする。</p>	<p>(運用状況の公表の方法)                      第 14 条 条例第 36 条の規定による運用状況の公表は、<u>インターネットの利用その他の方法</u>により行うものとする。</p>